

環境教育の実施者等がESDを学び 実践していくための支援体制について

1. 教育・学習を実施していくに当たっての留意点（第3回懇談会 資料3から要約）

- ESDは、従来の環境教育・学習の内容を深め、高めるための工夫の視点であり、従来の教育・学習の内容に、ESDの主要な要素を取り込んでいくことが重要。
- 教育・学習の内容は、単なる知識の習得や活動の実践にとどまらず、身に付ける知識と能力・態度の双方の視点を大切にすること。
- 教育・学習の内容は、こどもから大人に至る発達段階に応じて工夫する必要があること。

2. 支援体制の要素

- (1) 人材育成（実施者等に対する研修、等）
- (2) 教材作成（実施者等が用いることができる資料、教材の提供、等）
- (3) 連携・相談体制の整備（ESD実施の場の拡大、ファシリテーター、相談窓口、等）

（参考）第2回懇談会 資料4 本懇談会において重点的に議論する事項（抜粋）

2. 具体的な検討事項

- (1) 国民や環境教育の実施者等に、ESDの良さに気付いてもらうための広報・啓発
 - ・ 今年秋にESD世界会議が日本で開催される機会を、どのように活用するか
- (2) 環境教育の実施者等が、ESDを学び実践していくための支援体制
 - ・ 実施者等に対する研修
 - ・ 実施者等が用いることのできる資料、教材等の提供
 - ・ 実施者等が、様々な主体と連携してESD実施の場を拡げ、内容の充実を図っていくための、地方自治体や、企業、農家等、連携先の確保
 - ・ 実施者等が支援を求めることができる人材（ファシリテーター等）、ネットワーク、拠点の整備
- (3) ESDの取組を全国で幅広く展開し、継続していくための工夫
 - ・ 当面の施策の目標、各主体が共有する目標等は必要か？
 - ・ 計画的に施策を展開していくための工程表等のようなものは必要か？

3. 支援体制の各項目における現状と課題及び取組の方向性

(1) 人材育成

① 現状

- ・ 環境教育等促進法に基づく「人材認定、支援団体指定等」の制度があるが、認知度も低く、登録数はまだ少ない。(参考資料 参考資料集①)
- ・ 環境省では、小中学校の教員やNPOのリーダーを対象にした研修(教職員・環境活動リーダー養成研修事業)や企業の経営層等を対象にした研修をそれぞれ年数回実施。また、持続可能な地域づくりを担う人材の育成を目的とする学校を中心とした実証事業を全国で実施。(参考資料 参考資料集②、③、④)
- ・ 民間団体においては、学習施設の指導者やリーダー等の人材を育成するとの観点から、数日から数か月にわたるものまで様々な研修制度が実施されており、インターネットを用いた研修内容の動画配信の取組も始まっているが、質量ともに、十分な研修機会が確保されているとまでは言えない。(参考資料 参考資料集⑤)

② 課題

- ・ 環境教育・学習の実践の場において、ESDの視点から何を追加していけばよいか、十分な理解が広まっていない。また、そもそもESDの理解が得られていない。
- ・ 国による直接の人材育成は、モデル的な実施による普及啓発効果はあるが、対象が限られており、全ての実践者等の育成ニーズを満たすには限界がある。
- ・ 国による研修を受けた実践者等であっても、実際に、継続的にESDを実施していく場合には、教材の作成・場の確保等の支援が必要。
- ・ 数日の短期間の研修により人材育成の効果を上げるのは限界があり、効果を出すためには、数か月間等の長期にわたる研修やOJTと講義等の集合研修や動画視聴等の遠隔研修などを組合せたプログラムを実施することが必要。
- ・ 地域におけるESDの推進体制(各種ステークホルダーの協働体制)が十分に整備されておらず、地域の自立継続性が盤石であるとは言えない。

③ 取組の方向性

- ・ 育成すべき人材として、ESDの実践の最先端を行く者を育てるだけでなく、これまで環境教育・学習に携わってきた全ての者を対象に、ESDについて学ぶことができるような仕組みが必要。併せて、教育・学習を行う施設や場を提供するプロデューサーや、他の団体との連携を促すファシリテーターのような、実践者等を支援する人材を育てていくことも効果的。
- ・ このため、従来のモデル事業の強化・充実に加え、環境教育・学習の実践者等に対するESDについて学び、授業等を構築する上での材料を取得できる機会の提供や、これらの実践者等の活動を支援するプロデューサーやファシリテーターを地域に育てていくことが必要。

(2) 教材作成

① 現状

- ・ 環境省では、従来より、小中学生向けに標準的なESDプログラムを20プログラム作成し、全国47都道府県の小中学校等で実証を行うほか、環境教育・環境学習の教材を作成する際の参考となる各種マニュアル・パンフレット等を作成している。(参考資料 参考資料集④、⑥、⑦)
- ・ また、上記に加え、高等教育機関等を対象とする2つの環境教育プログラムガイドラインの作成とアジア諸国への普及を視野に入れた同プログラムガイドラインの英語版の作成や、同プログラムガイドラインを基にした企業の経営層等を対象とする研修モデルプログラムを作成している。(参考資料 参考資料集⑧、⑨)
- ・ 上記の取組を通じた資料・教材については、インターネットを通じて公開。(参考資料⑩)
- ・ 民間団体においては、独自の取組として、これまでの活動等を通して得られた知見を取り入れた資料・教材を作成している。その教材については、学習の目的や方法・受講対象(子どもから大人まで)等により、多種多様なものがあり、研修や講座等において活用されているものから、一般に市販されているものまでである。

② 課題

- ・ ESDの視点から作成された資料・教材等については、様々な主体による各種事業の成果物は数多くあるが、体系だっておらず、また、その数も十分ではない。
- ・ ESDの視点から作成された資料・教材等が、それを必要としている実践者の手元に届いていない。また、資料・教材等が多種多様で、実践者等のニーズに合った資料・教材等を探し出し、活用することが容易ではない。
- ・ 民間団体においては、多種多様な資料・教材等が作成され、ニーズに合わせた活用がある程度なされているようであるが、体系的・統一的にはなっていない。

③ 取組の方向性

- ・ どのような資料・教材等が実践者等から求められているかのニーズの把握と、要望の大きな資料・教材等で未作成なものの早急な整備。
- ・ 実践者等のニーズに応じて、作成された教材等が容易に探し出せるよう、所在や内容に係る情報を体系的に整理して提供する等の仕組みの構築。

(3) 連携・相談体制の整備

① 現状

- ・ 環境省では、地域における取組の支援として、地方環境事務所や地方環境パートナーシップオフィスにおいて、①各主体の行う環境保全活動等に関する情報収集・提供、② 人材育成の手引等への助言、照会及び相談への対応、③ 各主体相互間の情報交換・交流の機会の提供及び④ その他、環境保全活動等の推進等を実施。(参考資料 参考資料集⑪)
- ・ 国際機関では、国連大学による、持続可能な開発のための教育に関する地域の拠点の取組や、アジアの環境大学院ネットワークの取組が実施されている。(参考資料 参考資料集⑫)
- ・ 民間団体では、ESDに関する全国的な意見を集約する組織であるESD-Jにおいて、地域及び国際両方の視点からネットワーク構築に向けた取組が行われるほか、他の団体においても、ネットワークの構築に向け、自然保護の分野等分野を限定した取組や地域に根差した取組が行われており、環境教育の学会等の場も、関係者間の情報共有・連携構築の機会として活用されている。(参考資料 参考資料集⑬、⑭)

② 課題

- ・ エコスクールを始めとするESDに関するプログラムに基づく取組を除くと、多くの場合、実践者等個人の工夫と努力に依存していることが多く、ESDの視点で教育・学習を実践していこうという意欲が指導者にあつたとしても、その次の行動を支援する体制は十分ではない。
- ・ ESDに関する取組は、全国各地で様々な団体で取り組まれているが、全国的なセンター機能を発揮する組織もなく、その相互の連携が不十分で、十分な効果が挙げられておらず、ESDの取組の継続性の観点からも問題がある。
- ・ 環境省の支援体制も、実践者等の立場から見ると遠い存在であり、十分な支援が行われているとは言い難い。
- ・ 様々な主体により短期間実施される各種事業を、中長期的な視野で整理し、成果を共有していく仕組み・体制が必要。
- ・ 民間団体をはじめとした各主体間のネットワークは、充実・活用の程度などが異なっており、ネットワーク間・地域間をつなぐ全国的なネットワークが必要。

③ 取組の方向性

- ・ ESDに取り組む各団体の相互の連携と実践者等に対する人材育成や教材作成等の支援機能を全国規模で備える体制を整備する。